処分量定引き上げ

国交省は17日、自動車運送事業の「安全管理体制の強化」と「効率的・効果的な監査、実効性のある処分の実施」について発表した。改正通達により10月1日から悪質な事業者に対しては「集中的な監査」を行うほか、11月1日からは行政処分をさらに厳格化。現在、運行管理者、整備管理者の未選任などは40日車の車両停止処分だが、改正では即「30日間の事業停止」となり、「安全」にかかわる事項で軒並み処分量定を引き上げる。同省では「新たな監査、処分の実施で『同じ土俵』を求める多くの真面目な事業者の声に応えていく」としている。

悪質事業者は10月から集中的な監査

昨春、関越道で発生した高速ツアーバス事故を受け、今年4月に策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、10月1日から、バス事業者に対して「安全管理体制の強化」を図る。同時にトラック、バス、タクシー事業者に「効果的・効率的な監査、実効性のある処分」を行うことになった。

監査は「重大かつ悪質な法令違反」の疑いのある事業者に対し、優先的に実施。他の監督機関や同業者、ドライバーなどからの「通報」や「法令違反履歴」を基に「継続的に監視していく事業者」のリストを整備。10月1日から施行する。

行政処分はこれまで、悪質なケースに対し「手ぬるい」との批判から「悪質・重大な法令違反」の処分を厳格化。11月1日から施行となる。具体的には「運行管理者」「整備管理者」の未選任（現行40日車）、「全運転者に対して点呼未実施」（現行は点呼未実施率50％以上で40日車）、「監査拒否・虚偽の陳述」（現行60日車）、「名義貸し、事業の貸し渡し」（現行60日車×違反車両数）、「乗務時間の基準に著しく違反」（現行120日車）、「全車両の定期点検整備が未実施」（現行20日車×違反車両数）など改正通達では、発覚したら即「30日間の事業停止」となる。

30日間停止は来年から適用

事業停止後も引き続き法定違反の改善がない場合は「許可取り消し」。また「（運行記録計も含め）記録類の改ざん」は現行の初違反「10日車」が「30日車」に、「交代運転者の配置違反」「日雇い運転者の選任等」などの初違反「警告」が「10日車」と処分量定を引き上げる。ただ、これらの処分厳格化で追加した「30日間の事業停止」は周知徹底期間を設け、平成26年1月1日から適用するという。

監査から処分まで日数短縮

処分日数の算定は、これまで最も大きい違反の基準日車に、その他の違反の基準日車の2分の1を加えて換算していたが、2分の1をやめ、基準日車をそのまま加算する。このため、現行よりも車両停止処分の日車数は長くなるが、その代わり、再違反の基準日車については初違反の3倍から2倍に引き下げることで、「トータルで極端に処分が大きくなったり小さくなりすぎないようにしている」（自動車局安全政策課）という。処分日数の算定方法を簡素化することで、監査から処分までに要する日数を短縮し、軽微な違反については、事務処理の効率化を図っていく。

同時に10月1日からは、適正化事業実施機関が行う巡回指導結果「運行管理者資格者証返納命令」も厳格化。返納命令の適用事項を名義貸しの禁止」を明示するなど厳しく対処する。軽微な法令違反の対象を拡大する一方で「記録の記載不備」（現行初違反で10日車）などは違反件数の多寡によらず文書警告（行政指導）に留める。

質性の高い営業所は運輸支局へ即座に通報される速報制度がスタート。「全く点呼をやっていない」「運行管理者、整備管理者が全くいない」「定期点検を全く行っていない」などの悪質な事業者については、3か月の改善期間を待たずに1週間以内に通報される。

「速報に該当しないが悪質」な案件については、適正化実施機関と運輸支局で行う定期会議で話し合われ、監査対象とするか否かが決められる。これまで年に1、2回開催される議は、10月からは月に1度行われるようになる。

今回の速報制度について東ト協適正化実施機関では「コンプライアンスを守ろうと日々努力している事業者には全く関係がない話であり、取り組んでいる事業者は焦る必要はない」と話している。

（土居忠幸・半田桃子）